

愛媛県立小松高等学校

いじめ防止基本方針



平成26年5月

1 「学校いじめ防止基本方針」策定のねらい

いじめ問題は生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、生徒に関わる最重要課題となっている。

そこで、生徒が意欲を持って充実した高校生活を送り、豊かな人間性と創造性を備えた社会の一員として成長できるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切に且つ速やかに解決するために「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に存在している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」
- ・「いじめはいじめる側が悪い」
- ・「いじめは自分の周りで、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」
- ・「いじめに対してはチームで対応する」

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆（おもしろがって見ているもの）」、「傍観者（見て見ぬふりをするもの）」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、傍観者が「仲裁者」になるなど抑止作用となることもあれば、観衆がいじめをあおりたて、周囲の協力が無い告発者や仲裁者が新たないじめの標的になったり不登校になったりするなど、促進作用となることもある。近年では観衆や傍観者が加害者側に取り込まれる現象や、いじめられているのにいじめる生徒から離れられないといった現象も見られる。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）

- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察への相談や通報が必要なものも含まれる。教育的な配慮や被害者の意向を考慮して警察との連携が必要となる。

からかい、いじわる、いたずら、嫌がらせ、陰口・悪口・あざけり、無視、避ける、落書き・物壊し、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止等のための組織及び指導体制

(1) 組織の設置

いじめ問題対策委員会の構成員

校長（委員長）、教頭、人権・同和教育課長、生徒課長、保健相談課長、保健主事、学年主任、養護教諭、人権・同和教育課員、スクールライフアドバイザー、PTA役員、西条市教育委員会青少年育成センター指導員、西条人権擁護委員協議会人権擁護委員

(2) 日常の指導体制 [別紙1]

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙の通りとする。

(3) いじめ発生時の組織的対応（重大事態を含む） [別紙2]

4 いじめの防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（5月、9月、1月）
- ・スクールライフアドバイザーの活用
- ・教職員研修の拡充

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

- ・講演会等の開催
- ・社会福祉施設、保育園との交流
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・公開授業等学校公開の実施
 - ・PTA活動等を通じた保護者ネットワークの構築

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。特に特別な支援を必要とする生徒については、本人の困り感に速やかに対応するとともに、家庭と連絡を取り合い、教職員間での連携を密にすることが大切である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ発生時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

- (2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン [別紙3]
- (3) 家庭でのサイン [別紙4]
- (4) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談の定期的実施（5月・9月・1月）
 - ・スクールライフアドバイザーへの手紙（1年6月、全学年9月）
- (5) 定期的調査の実施
 - ・学校生活アンケートの実施（5月・10月・1月）
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引き継ぎ

6 いじめへの対応

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、組織的に対応することが必要である。

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対しての事情を確認した上で適切に指導をする等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、ともに考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。また、いじめを止めたかったが勇気がなかった生徒の無力感の払拭に注意を払うことも重要である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・正義感の芽を育む。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自尊感情や自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

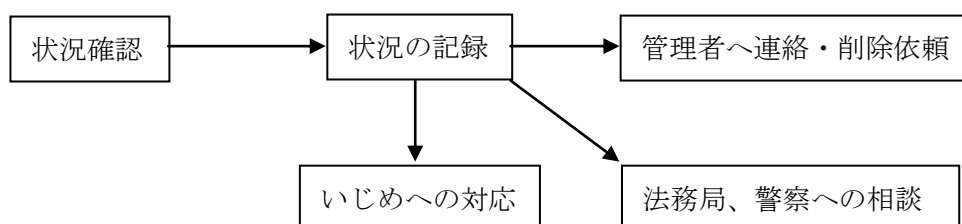
ア いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

- ・今後のケアについて学校への協力を求める。
- イ いじめている生徒の保護者に対して
 - 事実を把握したら速やかに面談し丁寧に説明する。
 - ・本人の行動が変わるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
 - ・生徒や保護者の心情に配慮しつつ、本人と他の人との関わりについて考えていく。
 - ・今後何か気付いたことがあれば報告してもらおう。
- ウ 保護者同士が対立する場合など
 - 教職員が間に入って関係調整を行う。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。
- (4) 関係機関との連携
 - いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。
 - ア 教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について連携する。
 - ・関係機関との調整を依頼する。
 - イ 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合、また、犯罪等の違法行為がある場合は連携する。
 - ウ 児童相談所等福祉機関との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言について連携する。
 - ・生徒の家庭での生活の様子や環境の状況把握について連絡を取り合う。
 - エ 医療機関との連携
 - ・精神保健について相談を行う。
 - ・精神症状についての治療、指導・助言について連携する。
 - オ スクールライフアドバイザーの活用
 - ・今後の学校生活の在り方について連携する。
- 7 ネットいじめへの対応
 - (1) ネットいじめとは
 - 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。本人の気づかないところでいじめが進行することもあり、関係機関との連携が大切である。
 - (2) ネットいじめの予防
 - ア 保護者への啓発
 - ・フィルタリング

- ・保護者による見守り
- イ 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- (3) ネットいじめへの対処
 - ア ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
 - イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは以下の場合が想定される。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

なお、連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断された場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、県教育委員会が調査を実施する。学校は県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

学校が主体となって調査を行う場合は、県教育委員会の指導を仰ぎながら「いじめ問題対策委員会」を母体として、専門家を加えるなどの方法で実施する。その際、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、調査から除くなど、公平性・中立性の確保に努める。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

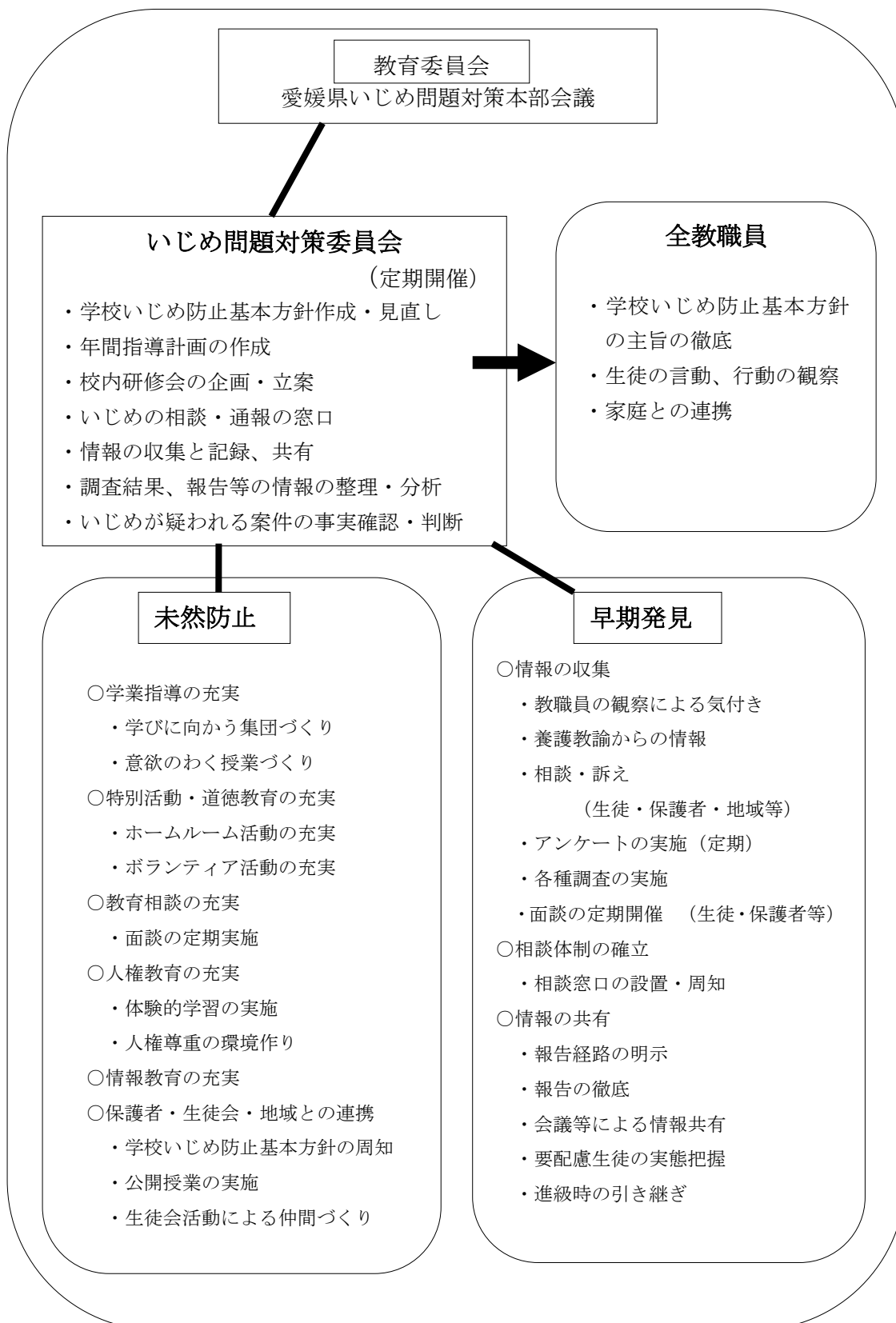
いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、学校は適時・適切な方法で情報の提供、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報には十分配慮しなければならない。

9 取組への検証と見直し

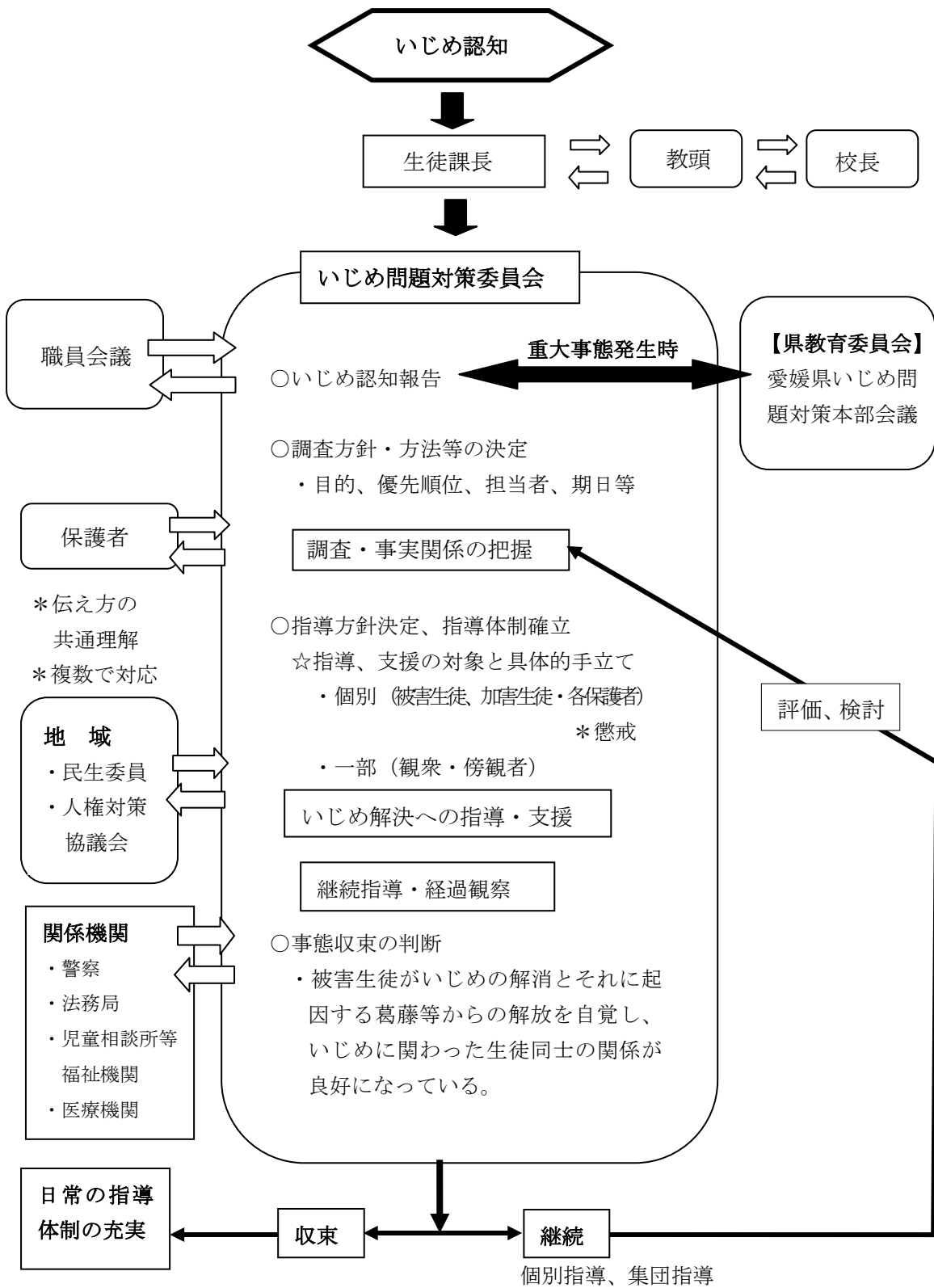
年度末には「取組評価アンケート」を実施する。その結果を踏まえて取組が適切に行われたか否かを検証し、取組内容や取組方法の見直しを行っていく。

10 おわりに

この「いじめ防止基本方針」に基づき、学校は保護者や関係機関と連携し、生徒指導を組織的・計画的に行い、生徒が輝く愛顔（えがお）で安心して学ぶことができる教育環境の整備等に努めていきたい。



いじめ発生時の組織的対応



[別紙3]

1 いじめられている生徒のサイン (例)

教室内がいじめの場所となることが多く、しかもいじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。だからこそ、多くの教職員の目で多くの場面を観察することで、小さなサインを見逃さないようにしなければならない。

サイン (例)
<ul style="list-style-type: none">・体調不良を訴える。遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。・教員と視線が合わず、うつむいている。・忘れ物が目立つ。提出物の期限に遅れる。・担任が教室に入室後、遅れて入室する。・保健室、トイレに行くようになる。・机の周りが乱雑になっている。・決められた座席と違う席に着いている。・教科書やノート、持ち物に汚れがある。・突然個人名が出される。・弁当にいたずらをされる。・昼食を教室の自分の席で食べない。・用のない場所にいることが多い。・ふざけ合っているが表情がさえない。・衣服が汚れていたりしている。・一人で準備、片付け等をしている。・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。

2 いじめている生徒のサイン (例)

いじめている生徒がいることに気づいたら、より積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン (例)
<ul style="list-style-type: none">・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

[別紙4]

家庭でのサイン (例) (愛媛県教育委員会人権教育課ホームページより)

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなる。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。また、こうしたサインがないか、家庭に尋ねることも必要になる。

サイン (例)
<p><言動、態度、情緒></p> <ul style="list-style-type: none">・ 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。・ 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。・ 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。・ 表情が暗くなり、おどおどしてくる。・ 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。・ 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。・ いじめられている友人の話をするようになる。・ 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。・ 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。・ 家族の前では携帯電話に出なくなる。隠れてコソコソ電話をかける。・ 携帯電話を急に使わなくなる。・ 電話のベルに怯える様子が見られる。・ 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールがたびたび届く。・ 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。・ 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。・ 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。・ 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。・ 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。 <p><服装、身体></p> <ul style="list-style-type: none">・ 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。・ 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。・ 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。・ 朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。・ 急に髪の色や髪型が変わった。・ 眠れないと言う、睡眠不足のように見える。・ 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少が伺える。 <p><持ち物、金品></p> <ul style="list-style-type: none">・ 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。・ 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。・ 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。・ 家族のお金や品物が無くなる。

- ・自分の貯金をこっそり使っている。
- ・自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

<その他>

- ・親が留守の時に、友達がよく来るようになる。
- ・今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- ・誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。